

## 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病 防疫指針の全部変更案の概要について

令和2年1月31日  
農林水産省  
消費・安全局

- 1 「特定家畜伝染病防疫指針」（以下「防疫指針」という。）については、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。  
豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する防疫指針については、最終改正から3年が経過し、さらに一昨年9月以降の我が国におけるCSFの発生及びASFの侵入脅威が高まっている状況を踏まえ、令和元年10月15日に内容を見直したところ。
- 2 今般、近隣諸国の状況等からASFの侵入脅威がさらに高まっていることを踏まえ、同病が国内に侵入した場合の措置を法律上措置する必要があることから、議員立法による家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が成立したところ。
- 3 これを踏まえ、防疫指針についても、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更、ASFが発生した際の予防的殺処分の実施、ASFが野生動物において確認された場合の防疫措置等について再検討を加える必要が生じた。これらに対応し、万が一の発生に備えるため、豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する防疫指針の全部を変更することとしたい。

#### 4 防疫指針変更の方針（案）

##### （１）豚コレラに関する防疫指針

豚コレラの名称を豚熱に変更し、前文を時点更新（別添１）。

##### （２）アフリカ豚コレラに関する防疫指針

###### ① 名称の変更

アフリカ豚コレラの名称をアフリカ豚熱に変更。

###### ② 予防的殺処分

豚等の飼養農場で発生した場合又は野生いのししにおいて感染が確認された場合に、原則として、豚等及び野生いのししにおける要素を考慮した上で、当該地点を中心とした半径 500m から 3 km の区域において、予防的殺処分を実施することを明記。

###### ③ 野生いのししにおいて陽性が確認された場合の防疫対応

ア 必要に応じて、速やかに、確保地点周辺への不要・不急の立入の制限や近隣の農場周辺の通行の制限・遮断を行う旨明記。

イ 病性の確定後、速やかに、原則として、確保地点を中心とした半径 10km 以内の区域を移動制限区域として設定するとともに、消毒ポイントを設置する旨明記。

ウ 確保地点等を中心とした半径 10km 以内の区域において、原則として、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、PCR 検査を実施する旨明記。

エ 都道府県は移動制限区域の農場に対し、立入検査を行って異状の有無等を確認し、必要に応じて、病性鑑定を実施する旨明記。

オ 併せて、立入検査等により、移動制限区域内の農場を中心に飼養衛生管理の状況を確認する旨明記。

## 豚熱コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針

〔 令和 2 年 月 日 〕  
農林水産大臣公表

## 前文

- 1 豚熱コレラは、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- 2 我が国においては、かつて、豚熱コレラは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成18年4月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）の規約に定める豚熱コレラ清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の認定を受けた。
- 3 しかし、平成30年9月9日、我が国において26年振りに豚熱コレラが発生し、令和2元年110月23日現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、及び長野県、山梨県及び沖縄県の豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場において5545例の発生が確認されているおり、清浄国のステータスは一時停止中である。また、野生いのししにも本病ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月15日、本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは、現在、一時停止中であるが、令和2年9月には失われる見込みである。
- 4 野生いのししにおける感染拡大については、「豚コレラの疫学調査に係る中間取りまとめ」（令和元年8月8日農林水産省拡大豚コレラ疫学調査チーム）において、農場へのウイルスの侵入に野生いのししが大きく関与していることが示唆されており、その対応が最重要課題の一つとなっている。このため、行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関係団体が連携して、野生いのししの個体数の削減、経口ワクチンの散布等の野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させる必要がある。
- 5 また、豚熱コレラの豚等への感染リスクの低減を図るためには、飼養衛生管理基準の遵守が極めて重要であり、上述の中間取りまとめにおいても豚熱コレラの推定侵入ルートを遮断するための対策を確実に実施することの重要性が指摘されている。アフリカ豚熱コレラのアジアにおける感染の拡大を念頭に置くと、飼養衛生管理の水準を更に高め、遵守のための指導を徹底することが必要である。

- 6 さらに、中間取りまとめでは、豚等から分離された豚熱~~コレラ~~ウイルスについて、中国又はその周辺諸国から侵入したウイルスであると推定されており、このことから、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚熱~~コレラ~~ウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者を含む。以下同じ。）と行政機関及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
  
- 7 なお、本指針については、豚熱~~コレラ~~の発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、3年ごとに再検討を行う。